

お知らせ

1 件 名 長良川河口堰で洪水時（全開）の操作を行いました。

2 概 要

平成23年9月20日、台風の影響により、長良川の堰地点の流量が全開操作に移行する基準流量である毎秒800立方メートルに達したことから、洪水を安全に流下させるために、21日0時29分より洪水時（全開）の操作を行いました。



河口堰ゲート状況（下流側）
平成23年9月21日9時撮影

【雨量状況】

流域平均累計雨量：152mm
（9月19日13時から21日9時までの
流域平均累計雨量）

【河川状況】

堰最大流入量：毎秒約1,400立方メートル
（21日8時）

【操作状況】

洪水時（全開）開始
平成23年9月21日0時29分

なお、今回の全開操作は、平成7年7月の
河口堰運用開始より112回目（今年度8回
目）となります。

3 経 過

- ① 20日19時50分、墨俣地点の流量が毎秒800立方メートルに達したことから、第二警戒態勢に移行し、洪水時（全開）操作に備えました。
- ② 堰地点の流量が毎秒800立方メートルを超えても、以下の3つの条件を全てを満たす場合には、塩水が堰上流に侵入するおそれがあります。
 - ・堰の下流の潮汐が干潮から満潮に至るまでの間にあるとき
 - ・堰の下流の水位が T.P.+0.5メートル以上のとき
 - ・堰地点の流量が毎秒1,400立方メートル未満のとき22時10分、堰地点の流量が毎秒800立方メートルに達した時点で、3つの条件を全て満たしており、塩水が侵入するおそれがあると判断し、アンダーフロー操作を継続し、塩水の侵入を防止しました（施設管理規程第6条及び施設管理規程細則第5条に規定する操作）。その後、潮汐の状況、塩化物イオン濃度の変化等の監視を継続しました。
- ③ 20日22時50分、堰の下流の潮汐が満潮から干潮へ移行し、②の3つの条件の1つを満たさなくなりました。そのため、ゲートの引き上げを開始し、21日0時29分より全開となりました。

4 問合せ先 独立行政法人水資源機構

長良川河口堰管理所
管理課長 向後 和広

TEL 0594-42-5012（代）

長良川河口堰の管理状況は、長良川河口堰のホームページでご覧になれます。

<http://www.water.go.jp/chubu/nagara/index.html>

現在のゲート状況は、次の場所でご覧になれます。

http://www.gix.or.jp/~naga02/nagara/japanese/20_seki-syoryo/graph.html

最近の管理情報及び過去の全開状況は、次の場所でご覧になれます。

http://www.water.go.jp/chubu/nagara/14_kanri/index.html

(参 考)

【長良川河口堰に関する施設管理規程抜粋】

(洪水の安全な流下のための操作)

第6条 長良川河口堰管理所長（以下「所長」という。）は、堰流入量が毎秒 800 立方メートルに達した時には全ての調節ゲート、閘門ゲート及びロック式魚道ゲート（以下「全てのゲート」という。）を全開としなければならない。全開とした後は、堰流入量が毎秒 800 立方メートル以下に減少するまで、全てのゲートを計画堤防天端高（T.P.+5.8 メートル。以下「堤防高」という。）より高く引き上げておかななければならない。ただし、細則に定める塩水の遡上のおそれがあり、かつ、長良油島水位観測所に設置された水位計により測定された長良川の水位が T.P.+1.92 メートルを下回っている場合は、全開としないことができる。

2 所長は、堰流入量が毎秒 200 立方メートルを超え、かつ、さらに増加するおそれのある場合には、前項に規定する操作に備えるものとし、調節ゲートをアンダーフローの状態としなければならない。ただし、下流水位の状況により塩水の遡上のおそれがあるときには、前項に規定する操作に備えている限りにおいてアンダーフロー以外の状態とすることができる。

【長良川河口堰に関する施設管理規程細則抜粋】

(洪水の安全な流下のための操作)

第5条 規程第6条第1項に規定する全開のための操作は、墨俣地点流量が毎秒 800 立方メートルに達した時より行うものとする。

2 規程第6条第1項ただし書に規定する「細則に定める塩水の遡上のおそれ」とは、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- 一 堰の下流の潮汐が干潮から満潮に至るまでの間にあるとき。
- 二 堰の下流の水位が T.P.+ 0.5 メートル以上のとき。
- 三 堰流入量が毎秒 1,400 立方メートル未満のとき。